

岩手県告示第923号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年11月11日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社ムラカミ木工所
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区南都田字清水下286番地2
    - ウ 代表者の氏名 村上栄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第8697号
  - (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年11月9日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年11月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 北東建設
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町二日町字西七久保1番地8
    - ウ 代表者の氏名 吉田徳男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第20451号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年11月19日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年11月24日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社鷹靖工業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市小鳥沢二丁目3番13号
    - ウ 代表者の氏名 畠山靖人
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20619号
  - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年11月20日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年11月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 大雄興業有限会社
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区大鐘町二丁目29番地
    - ウ 代表者の氏名 鈴木洋子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第60009号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年11月4日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成21年11月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 長瀬建材株式会社

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字軽米第19地割201番地7

ウ 代表者の氏名 長瀬徳蔵

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-20)第150049号

(3) 処分の内容 管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年10月30日付けで管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成21年11月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大丸建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田下川原57番地1

ウ 代表者の氏名 千田剛雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第805号

(3) 処分の内容 土工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、は装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年11月2日付けで土工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、は装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成21年11月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 蒲野建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 久慈市山形町川井第9地割32番地2

ウ 代表者の氏名 蒲野秀雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-16)第860号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年11月5日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。